

答 申

第1 審査会の結論

山形県教育委員会は、別室での勤務を命ずる職務命令の根拠となった各特別支援学校長に発出した通知文書及び、当該通知文書の根拠となった文部科学省が作成した衛生管理マニュアルを開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人 ○○ ○○ 氏は、令和4年4月7日、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第62号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「マスク不着用者から他者の「命」を守るために、マスク不着用者を隔離し、他者との接触を避けるような職務命令が適法であり、許される根拠となる法令や科学的エビデンス、もしくは通知、専門家の意見などあらゆる種類の文書」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する文書として、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）文部科学省「新しい生活様式」の実践例（参考）新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日・6月19日改訂）から抜粋」（以下「本件開示文書」という。）を特定した上で、公文書を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年4月19日付け第62号公文書開示決定通知書により、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年5月18日に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、令和4年7月28日、条例第11条の規定により、山形県情報公

開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取り消し、本件開示請求に係る文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び行政不服審査法第30条の規定により提出した反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、開示請求した公文書に該当しない文書を開示しているため、山形県情報公開条例第5条の規定に違反し、違法である。
- (2) 開示された本件開示文書は、2020年5月4日に発出されたものであるが、この時点においても文部科学省は感染症対策が任意であると認め、「できるだけ」「可能な限り」という表現にとどめていることから、この文書がマスク着用困難者を別室に隔離する根拠となる文書であるという主張は無理がある。
- (3) 処分庁は、職務命令が処分庁の弁明書にある「他者及び請求人の「命」を守るため」と主張するならば、処分庁が開示しなければならない文書は、この感染症のウイルスが特定されており、その病原性が確認され、感染すれば生命及び健康に重大な影響を与えることを科学的に証明している文書を開示すべきである。そして、これを根拠にマスク着用困難者が他者の生命や健康に重大な影響を与える可能性があり、職場において別室に隔離すべきであることが明言された文書を開示すべきである。
- (4) そのような文書が存在しないのであれば、職務命令が適切であるという根拠が存在しないことを認めるべきである。
- (5) 審査請求人は、日本国憲法第21条で保障されている知る権利を侵害されている。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 処分庁は、保有する文書から請求内容に合致するものとして、本件開示文書を特定し、開示しており、処分庁において、開示可能な文書は当該文書のみである。
- (2) 請求人は、「職務命令が適法であり、許される根拠」について請求を行ったとのことであるが、学校は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言に基づく国の方針を示した当該マニュアルをもとに、感染対策をとっている。
- (3) 請求人が勤務する学校においても、他者及び請求人の「命」を守るためにマスク不着用者に対して職務に当たるための別室を設けたもので、他者との接触をできるだけ避けるように対応した職務命令は適切なものである。したがって、当該マニュアルを特定し開示したことは適当である。
- (4) 以上のことから、本件処分は規定に基づくものであり、適当である。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求は、「マスク不着用者を隔離し、他者との接触を避けるような職務命令が適法であり、許される根拠となる法令や科学的なエビデンス、もしくは通知、専門家の意見などあらゆる種類の文書」であるが、実施機関は、開示可能な文書は本件開示文書のみであると主張している。
- (2) これに対し、審査請求人は、「開示請求した公文書に該当しない文書を開示している」と主張している。
- (3) このため、本件開示文書の開示請求対象文書としての該当性及び本件開示文書以外の開示請求対象文書の有無について検討する。

2 本件開示文書の開示請求対象文書としての該当性について

- (1) 本件開示文書は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の「2022. 4. 1 Ver. 8」から抜粋した「文部科学省「新しい生活様式」の実践例（参考）新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日・6月19日改訂）」の一部分である。そして、本件開示文書には、「感染防止対策の3つの基本」の一つとして「身体的距離の確保」が記載され

ている。

- (2) 当該記述部分が記載された本件開示文書について、職務命令の根拠となる文書への該当性を考察すると、当該記述部分は、別室での業務を行うなどの具体的な対応に関する記述ではなく、他に当該職務命令に関連する記述は確認できないものの、「身体的距離の確保」という文言と職務命令の内容に全く関連がないとまでは言い切れないものと認められる。
- (3) このため、本件開示文書と職務命令との関連については否定できず、本件開示請求の対象となる文書に該当しないとまでは言えないものである。
- (4) なお、当該マニュアルは随時更新されるもので、教育長通知が発出された当時のマニュアルは「Ver. 6」であった。本件開示文書は「Ver. 8」の抜粋であるが、当該開示した部分については「Ver. 6」と同じものである。

3 本件開示文書以外の開示請求対象文書について

- (1) 本審査会における審査において、実施機関は開示可能な文書を当該文書のみであると主張しているが、一般的には、組織的な対応として、本件開示文書だけでなく、文部科学省からの指導や社会情勢による要請、感染者数の動向などを踏まえ、学校における感染対策や対応方針に関する意思決定をして、通知するものではないかとして、審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、「県立特別支援学校における「新しい生活様式」を踏まえた学校運営方法について（令和3年7月5日付特教第199号）」と題する通知文書（以下「教育長通知」という。）が確認された。
- (2) 教育長通知は、実施機関において、文部科学省から発出された通知を踏まえつつ、学校における感染対策の方針を定め、各特別支援学校長に通知したものである。
- (3) 教育長通知には、記書きの「2 対応方法（5）教職員の対応」において、「職員室においても身体的距離の確保に努め、必要に応じて別室での業務を行う等の対応をとること」との記載があり、別室での勤務を命ずる職務命令は、当該記載を根拠になされたものであるとのことであった。

このため、教育長通知は、実施機関において職務命令が適法であるとする根拠となる通知に該当するものと評価できる。
- (4) さらに、教育長通知の当該記書き部分の記述にあたり参考とした文書があるか、審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関が保有する文部科学省の衛生管理マニュアル（2021. 4. 28 Ver. 6）の53ページ目にある「職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室等を活用して職

員が学校内で分散勤務をすることも考えられます」との記述を根拠にしているとのことであった。

このことから、教育長通知は、文部科学省が作成した衛生管理マニュアルに沿って作成され、感染対策の趣旨も同じくするものであると言える。

4 開示対象となる公文書について

(1) 各学校においては、こうした教育委員会からの通知文書に基づいて具体的な感染対策を講じているものであり、別室での勤務を命ずる職務命令は教育長通知を根拠になされたものであることから、教育長通知は、実施機関において別室での業務を命ずる職務命令が適法であるとする根拠となる通知に該当するものと認められる。

(2) さらに、教育長通知の根拠となった、本件開示文書を含む文部科学省が作成した衛生管理マニュアルもまた、教育長通知と合わせて、実施機関において別室での業務を命ずる職務命令が適法であるとする根拠となる文書に該当するものと認められる。

5 審査請求人の反論書における主張等について

(1) 審査請求人は、反論書において、「処分庁が開示しなければならない文書は、この感染症のウイルスが特定されており、その病原性が確認され、感染すれば生命及び健康に重大な影響を与えることを科学的に証明している文書」であると主張している。

(2) しかし、山形県は、新型コロナウイルス感染症の研究を行う立場ではないことから、「科学的に証明している文書」や「根拠となる科学的なエビデンス」を有していないとしても不合理なところはない。

6 結論

以上の事実及び理由により、審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年7月28日	審査庁から諮問を受けた。
令和5年5月17日 (第76回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年6月20日 (第77回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年7月21日 (第78回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年8月28日 (第79回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年9月29日 (第80回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年11月1日 (第81回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

氏 名	役 職	備 考
伊 藤 三 之	弁護士	会長
和泉田 保 一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
今 野 佳世子	社会保険労務士	委員
小 松 由 美	行政書士	委員
薬 丸 有希子	弁護士	委員